

アジア研究センター共同研究

アジアの社会遺産と 地域再生手法

レクチャーシリーズ

3

Kanagawa University Center for Asian Studies

社会遺産(social heritage)は、生まれたときにおかれていた社会的環境を指す用語である。社会遺産は主として人に対して使われることが多いが、地域や都市もそれぞれ社会遺産を有する。アジアの諸都市は、近代において似たようで異なる複雑な国際的背景の中でそれぞれ発達してきた。近年、アジアの諸都市では地域再生が活発に行われており、それら再生事例を対象とした研究も見られる。しかし、それらの研究の多くはガバナンスなど再生手法に関するものである。本共同研究では、それらの事例を「社会遺産」から見ることにより、その地域の歴史的・文化的・政治的文脈から重層的に分析することが可能になると考える。

共同研究では、アジア各地の地域再生事例とその周辺を対象としたフィールドワークをもとに検討を進める。2019年1月、タイ・バンコクにおける低所得者居住区の調査を実施した。2020年1月には中国・広州の客家調査を計画し準備を進めていたが、COVID-19感染拡大による渡航自粛から調査は中止となった。夏を過ぎても感染が治まる気配はなく、フィールドワークを手法とする私たちの研究は方向転換を余儀なくされた。一方で、オンライン授業などで導入したZoomといったオンラインミーティングシステムは、普段なかなか会えない海外研究者たちとの距離を縮めてくれる利点をもたらした。

そこで、2020年度後半から2021年度にかけて、アジアの都市・地域をフィールドにもつ研究者・実践者に登壇いただく連続レクチャー(公開講演会)を企画・開催することとした。リアルな場からデスクトップ越しのフィールドワークへの転換である。アジアの地域・都市再生事例の課題・背景を、社会遺産という観点から捉え、相互比較した上で、国際的討論を深めることを目指している。ここに収録された連続レクチャーの記録を通じて、再生手法としてのアジア的計画論について議論を深めるきっかけになれば幸いである。

神奈川大学工学部建築学科教授
神奈川大学アジア研究センター所長
共同研究「アジアの社会遺産と地域再生手法」代表

山家京子



アジア研究センター共同研究

「アジアの社会遺産と地域再生手法」レクチャーシリーズ

Vol.3

台湾における 都市の歴史的環境保全

藤岡麻理子

(横浜市立大学グローバル都市協力研究センター特任助教)

INTRODUCTION

上野正也(神奈川大学工学部建築学科助教)

上野 第3回目となる今回は、横浜市立大学の藤岡先生をお招きして、「台湾における都市の歴史的環境保全」という題目でご講演いただきます。本日は学生の皆さんにも参加していただいております、特に神奈川大学の文系の学生さんが多いです。講演の後で少しディスカッションというか、質疑応答も行いますので、ぜひ積極的にご発言いただければと思います。

それでは藤岡先生、よろしくお願いします。

藤岡 横浜市立大学の特任助教を務めています、藤岡と申します。元々私は文化遺産保護や歴史的環境保全の研究をしていて、2015年に現職のグローバル都市協力研究センターに着任しました。ここはアジアの大学などと教育研究の交流を進めていくことを趣旨にしている組織で、その関係もあってここ数年、東南アジアや東アジアの都市の保全の調査研究を行っています。

LECTURE

東南アジアの都市の保全

台湾の話に入る前に、少しその辺りも見てみたいのですが、最初は東南アジアの都市の保全の調査研究をしていました。アジアは旧市街地がそのまま発展して大きな都市になっていくような面があります。それでも都市は変化していくものなので、歴史保全の観点からすると、変化をどのように受け止めるか、何に本質的な価値を置いて、どのような変化を許容していったらいいのだろうかという観点で、幾つかの東南アジアの都市を他の先生方と周ったりしていました。例えばハノイの旧市街[図1]だと、商業の通りという個性を持って発展してきて、よく見ると古い建物なのですが、建物は増築されたり改築されたりしてどんどん変わっていく中で、そこでの商業の営みはすごく大事にされていて、それを残していくという思いがとても強いことが分かりました。

マレーシアの世界遺産にもなっているジョージタウン[図2]に行くと、そこはやはり保全都市なので、建物はとてもよく残っているけれど、中で人の営みや住んでいる人はどんどん変わっていつてしまっている状況があったりするといった違いがあります。

それからバンコクの伝統的な市場を中心とするエリアに行くと、ここは古くから住んでいる、それこそ20世紀の初めから代替わりで住んでいるコミュニティを大事にしようとしていて、住みよいノベーションがされています[図3]。



[図1]

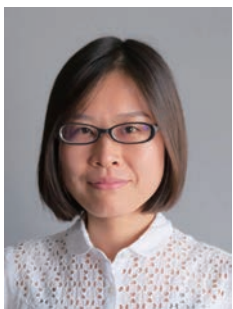


[図2]



[図3]

LECTURER



藤岡麻理子

(横浜市立大学グローバル都市協力研究センター特任助教)

2010年3月、筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程世界文化遺産学専攻修了後、日本イコモス国内委員会事務局員、政策研究大学院大学文化政策プログラム研究助手を経て、2015年4月より現職。専門は文化遺産学、歴史的環境保全。

このように、何をどのように残すかということは、それぞれの都市で地域の状況に即して考えられていることを東南アジアの都市では見てきました。また、保全するという行為、あるいは建物をリノベーションして使っていく行為が、地域の社会経済や住んでいる人に対して必ずしも良い影響だけを与えているわけではないということも見えてきました。

台湾の文化財保護、文化景観の保全

東南アジアに続き、東アジアの韓国と台湾についても研究を行っています。東南アジアに比べれば制度体制が進んでいることもあって、都市計画と文化財保護の制度がどのように連携して歴史的な環境保全を進めているかを見てきました。韓国も台湾も日本をモデル的に見ながら社会制度を構築してきた部分がありますが、それが発展していく中で、日本よりもはるかに柔軟性を持って速いスピードで物事が変わってきているということも見えてきました。それから日本と比べると、社会の中での歴史や文化の位置付けが、少なくとも制度面ではすごく進んでいるのかなという印象も受けました。こうした中から、今回は台湾の状況についてお話をさせていただこうと思います。

台湾の地域づくりや地域活性化において、歴史的なものや文化的なものを非常に重視している部分があると思います。日本統治時代の建物がどんどん保存修復が進んで活用されているのもあちこちで見かけられるのですが、制度面でもそれをきちんと担保するための仕組みが導入されているということがあり、今回はそれを主にお話ししたいと思います。もちろん従来は文化財保護や都市計画の仕組みの中でどうやって回していくかを考えてきていたわけですが、近年は従来型のやり方とは異なる方法が台湾でも出てきている面があり、両方含めてお話ししていきたいと思います。今回の講演前に少し調べ直したところ、この1、2年で新しい仕組みが出てきて、制度が更新されたり、使われ方が発展してきたりという部分もありました。

まず、台湾の文化財保護の仕組みを見ていきたいと思います。日本の場合、地方指定の文化財は各自治体の条例に基づいていますが、台湾では文化資産保存法のもとで地方指定についても定められています。台湾の場合、直轄市が6つ、それ以外に3市と13県があります。この直轄市、県・市、そして国が、日本でいうところの重要文化財のようなものですが、古蹟を指定することができます。その他、歴史建築や記念建築という登録文化財に類する仕組みが2002年に導入されていて、直轄市と県・市が対象を登録できます。歴史的な環境保全の場合、面的な保全が重視されると思うのですが、日本でいうところの伝建地区（伝統的建造物群保存地区）に当たるものが、集落建築群というかたちで2016年に新設されています。こうした面的な保全が制度の中に初めて入ったのが2000年ですが、そのときはまだ

こういったカテゴリーとしてきちんと見えるかたちだったわけではなく、古蹟や建造物という定義の中に伝統集落や古い市街地を含めていたので、都市の保全を進めていこうという法的な動きは割と最近になってからです。それでも集落建築群も今はまだ18件しかないということで、それほど大きくは広がっていません。

それから、文化景観というのは日本とほぼ同時期で、2005年の導入ですが、これには産業遺産に該当するようなものも含まれていて、日本よりは広い感覚でやっている印象があります。ただ、都市の中での面的な保全や空間的な保全は、その件数を見ると、文化資産保存法に拠るだけではまだ難しそうだという印象もあります。

都市計画とゾーニング

一方で都市計画の制度ですが、都市計画の手法を用いた保全が行われています。1つはゾーニングの仕組みです。ゾーニングは土地使用分区という名前で行われているのですが、都市計画法では住宅・商業・工業の3区分が示されていて、その他目的と地区の特性に合わせて特定専用区を指定できることになっています。ただ台湾の場合は、都市計画法の下で直轄市と中央政府が条例で土地使用をより詳細に定めることができます。台南市の条例では、住宅・商業・工業に並列して行政区、文教区、風景区など他のものもあって、ここに保存区というものも入ってきています。

それから特定専用区というものもあります。台湾にユニークなものだと思うのですが、農業だったり工業だったり、目的に応じていろいろ使われていて、中には保全に使われているものもあり、ここは保全する地区であるということを都市計画のゾーニングの中で決めていたりもします。例えば台北市の容積移転の仕組みの事例として日本でも紹介されることが多い大稻埕^{だいとうてい}〔図4〕という地区がありますが、ここも歴史風貌特定専用区として割と広い範囲がゾーニング指定されています。その中でさらに商業区など細かなゾーニングが決められ、特定専用区内での容積移転のルールやデザインガイドラインも決まっています。



〔図4〕

それから、台北から割と近い新北市に三峡民権街[図5]というまち並みがよく残っているところがあります。この場合は90年代には地区全体を古蹟として文化財指定していたのですが、規制が強いことと、また規制に対して補償が不十分だったことで住民の反発が強くて、いったんは指定解除になりました。そこが2000年代に入って、都市計画の仕組みを用いて歴史風貌特定専用区として指定して、この中で商業活動をやりながら建物の外観を残していくことが行われています。ただ、こういった例は台湾の中でも非常にまれで、保全の目的で特定専用区を使うと、どうしても規制が厳しくなるので、地域からの理解はなかなか得にくいと台湾の専門家や行政の方はおっしゃっていて、これ以外に事例はあまり広がっていないようです。

また、台湾ではこの特定専用区を含めてゾーニングが一本化されているのが日本と違うところです。日本の場合は伝建地区が指定されても既存の用途地域への積み重ねで、ゾーニングが変わることはないのですが、台湾の場合は全て置き換わっていくので、都市計画図にもここは歴史的な場所だということがきちんと分かるようになっていくのが違うところだと思います。



[図5]

文化財と都市計画の連動

こういった文化資産保存法に基づく文化財行政と、都市計画法に基づく都市計画行政がお互いどういうふうに関係しているのかも見ていきましょう。文化財指定がどのように都市計画に影響を及ぼすかという観点で見ると、まず面として指定した場合、例えば集落建築群として登録・指定をすると、それを先ほどの特定専用区に指定することができます。

これは台北市の宝藏巖集落[図6]というところですが、ここが集落建築群になっていて、その後、歴史集落風貌特定専用区にゾーニング指定もされています。元々はスクウォーター※1だったところを文化財として登録しているのですが、単に守るだけではなくて、アーティスト・イン・レジデンスなどを行っている芸術村としても使われています。保全しながら、「生きている」場所をさらにうまく生かしていく

ためにも、こういった都市計画の仕組みは有効なのかなと感じているところです。



[図6]

そして、単体で文化財指定した場合ですが、日本では文化財指定をした後、その周辺に自動的にコントロールがかかることはありませんが、台湾の場合は幾つかのパターンがあります※2。1つは古蹟指定をした後、古蹟の周辺に保存区を設定することができます。これは任意ですが、保存区を指定すると、先ほどのゾーニングの保存区と連動する仕組みもあります。また、台湾の場合は文化資産保存法と都市計画法の両方に容積移転の仕組みが入っているのですが、保存区に指定されると、そこが容積移転の出し地になるという仕組みもあって、そういった面でも文化財と都市計画が連動しています。

※1 放棄された土地や住居などの建物を不法占拠すること。

※2 文化財指定をした際、その周辺環境も一体的に保全することの重要性が国際的に共有されており、そのための制度整備を行っている国も多い。

また、古蹟周辺という考え方があるのですが、古蹟指定をすると、その周辺での建築行為は古蹟の風貌への影響について都市設計審議を経なくてはならないということが2016年から義務付けられ、都市の環境を保全していこうという動きが近年強まっています。ただ古蹟の周辺とはいったいどれくらいを指すのかは数値では明確ではなく、国では古蹟が位置する街区と通りによって区画された隣接街区という例示はされているのですが、実際には地域の状況に照らして個別審査で決定されています。そうすると、どうしても都市側の意見が強そうな印象を受けてしまうのですが、そういった都市設計審議の仕組みにもきちんと工夫が凝らされていて、文化財に関する審議会には都市計画の専門家を、都市設計審議会には文化財関連の専門家を含めることが設置要綱で定められています。後ほどお話しする台南市などは、歴史的なものが多く、台湾の古都として誇りがあるようなところで、都市設計審議会の方に、建物や文化財、景観の専門家がかなり手厚く置かれています。

それから、2016年から文化資産保存法の影響力が都市計画側にはみ出している印象があります。具体的には、古蹟を指定した際に古蹟保存計画を策定することが義務付けられ、計画対象として古蹟そのものだけではなくて、周辺地区など、必要に応じてその周辺にゾーニングを定めて計画対象にする、あるいはゾーニングのさらに外側に緩衝区を設けて計画対象にできるといったように、文化財が都市の

コントロールに及ぼす影響が広がってきています。実際にこれは国定古蹟になっている日本統治時代のレンガ工場[図7]で、高雄市にあります。この古蹟になっている建物の周辺に保存区をつくり、さらにその外側に緩衝区をつくり、さらにその外側には高さの規制をかけています。よく見ると周りに今は何も建っていないので、そういったことが可能になったのではと思うのですが、これから開発などがされる可能性を考えると、あらかじめこういう仕組みで周辺をコントロールできるのはなかなか有用だと感じています。



【図7】 出典：高雄市原都市計畫區(三民區部分)細部計畫
(第三次通盤檢討)(第二階段)案都市設計基準

今の事例は文化財と連動する都市計画の仕組みですが、文化財行政と連携しなくても都市計画の手法で面的なコントロールも可能になっています。1つは先ほども触れた特定専用区で、集落建築群に指定しなくとも、最初に挙げた台北市の大稻埕のように歴史的景観を保全する地区として指定することができます。

また、都市設計審議制度も有効で、先ほどの古蹟周辺だけでなく、特定専用区を定めたところに審議会制度を入れてコントロールすることも行われています※3。ただ、都市設計審議も保全を主旨とする場合、ここは保全すべき区域だという地区指定をした上で行われることなので、さまざまな歴史性や文化的なものが必ずしも明確に現れているわけではなく、合意が難しいところには使いにくい状況です。けれども、そういったところには都市設計準則というデザインガイドライン、景観ガイドラインのようなものを用いてコントロールをかけるという方法もあります。このように、その場所の状況に応じて幾つかのツールを使って環境のコントロールが行われています。

※3 直轄市や県・市は、条例や規則により都市設計審議の制度を設け、特定の地区における開発・建築行為等は許可を得る際に、公共空間や歩行空間、景観、建築物の形態意匠等の審査を含め、デザインレビューを経るものとしている。

文化創意産業を活かした国の発展施策

こういったかたちで文化財側にも都市計画側にも歴史的環境保全のためのツールがあるのですが、基本的には規制のツールになっています。そうした中で、歴史的なものや文化的なものを振興していく

ことで地域づくりや地域再生を進めようという動きが、2012年から台南市で独自に開始されています。その話をしていこうと思うのですが、その前にもう1点、国の施策に1つ触れておきます。台湾は創造産業が非常に有名で、耳にされている方も多いと思うのですが、台湾では2002年に発表された国の発展計画の中に、創造都市政策に近い「文化創意産業発展計画」というものが含まれています。この国家発展重点計画は10大計画だったのですが、観光の倍増やIT人材、技術力の発展といったものに並んで、文化創意産業を発展させるという計画が含まれました。そこでは、国が五大文化創意産業園區を台北、台中、嘉義、台南、花蓮に指定して、都市に残されていた旧酒工場を、文化創意産業を導入して再生させ、活用していこうという計画が決められています。操業停止していた旧酒工場なので、遊休不動産の再生でもあり、一方で文化的資産の保存、活用でもあり、それから経済の活性化でもあるという複合的な意味を持っていました。こういった動きがある中で、国の仕組みだけではなく、自治体レベルでも旧産業施設の保存、活用の取り組みが進んでいっています。

リノベーションと文化創意産業

台湾は産業施設に限らず、建築のリノベーションも非常に盛んですが、そういったところでもリノベーションをした後に文化創意産業が入ってくることがとても多くて、文化創意産業を略して文創と呼んでいます。これは1つの重要なキーワードになっています※4。

これは五大文化創意産業園區の1つの台中にある文化部文化資産園區[図8]というところ。日本統治時代の酒造工場を郊外に移転することになって1998年に閉じたのですが、2002年に歴史建築に登録され、その後、文化創意園區になっています。台湾ではこういった施設の活用は民間に委託しているところが多いようですが、台中のこの建物は名前が示している通り、文化部※5の文化資産局と台中市の文化遺産部門がこの中に事務所を構えていて、行政機能が強いところになっています。ただ、それでも非常に敷地が広くて、展示スペースや飲食店、屋外のイベント空間もあって、一般の人々も使っています。

※4 文化創意産業が含む対象は、アートや映像、音楽、ものづくり、デジタルコンテンツなど幅広い。

※5 日本の文化庁に相当する中央政府機関。



【図8】

それから、これは民間施設を民間が活用している例ですが、高雄市の元製糖工場[図9]で、所有者は台湾糖業という会社です。そこから打楽器のパフォーマンス団体が場所を借り受けて運営管理をしています。元々は郊外地で周りに何もなかったところなので、太鼓の集団の練習場にちょうどいいということで使わせてもらっていたようです。機械などいろいろなものが残っていたのですが、その後、ここを取り壊そうという計画があったときに、そのパフォーマンス団体がこの場所を練習場として使う中でその価値に気付いて、取り壊し計画に反対し、借り受けて運営管理に至るという流れがあります。

古い建物の活用と文創の組み合わせでは、産業施設だけでなく一般的な建物も非常に多くの事例が台湾にはあります。これは台中市で戦後に建てられた旧公務員宿舎を改装してクリエイター村のようになっていて、非常に多くの人が集まるリノベスポットとして人気があります[図10]。それから、もう閉じてしまった伝統的な市場も、商売はしていないのですが、そこもリノベーションが進んで、カフェやギャラリー、工房になっています[図11]。文化財的なものでなくても、古い建物と文化创意産業がとても密接に動いていて、こういったところでは特に民間の人たちがやっているという状況です。



【図9】



【図10】



【図11】

台南市の歴史的環境保全の取り組み

ここまでの国の制度や政策の状況ですが、そこを踏まえて、ここから台南市の歴史まちづくり、歴史的環境保全の取り組みについて紹介していきたいと思います。台南市というのは地図上のここにあるのですが[図12]、17世紀の初めにオランダが入ってきたときから始まっているようなところで、400年の歴史を持つ古都として、都市政

策の都市像としても文化都市を掲げています。



【図12】

台湾では古い良きまち並みが残っているところを老街と呼んでいますが、そういった古い通りが台南には割と多く残っていて、清の時代、それから日本統治時代、戦後の建物が重層しているようなところ^{こうしびょう}です。文化財になっているものも多くて、清の時代の孔子廟[図13]だったり、オランダが支配していたときの要塞^{ようさい}[図14]だったり、日本が統治していたときの百貨店[図15]などが残っていますが、普通の通りに出ればごく普通のまちがあるところ^{ようさい}です[図16]。古都ですし、まち並みも残っていて、古い建物もあるのですが、歴史的なものが残っているからといって、こういったものが文化財の仕組みで集落建築群などに指定されているわけでもなく、台北市のように特定専用区の仕組みを用いてここを保全区にしているわけでもないのがかつての台南市の状況でした。



【図13】



【図14】



【図15】



【図16】

そうした中で、2012年に歴史街区振興自治条例が制定されました。これは台南市の文化局が管轄している条例です。台南では老屋と呼ばれる都市の古民家が歴史的環境の重要な要素になっている

のですが、2000年代以降、その空き家化が進むとともに、建て替えて新しいものにしようという例が増えつつありました。一方で、傷んでいく建物をどうにかしたいという市民の声もあり、歴史的な街区と老屋の保存・再生を通して歴史的地区としての振興を図っていくことを目的に、この条例が制定されました。それから、歴史的な空間と景観の再建、地域の文化創意産業を推進して経済的にも活性化していくという目的もこの条例に含まれています。

このような条例を制定し、具体的に何をするのかというと、歴史街区振興のための計画をつくって、それを実施します。都市のスタディーをして、価値の所在を特定し、景観評価をし、計画範囲を決定して、保全計画をつくり、それを実施します。台南市の方に聞くと、日本の歴史まちづくり法^{※6}を参考にしていて、京都や金沢で調査してきたとおっしゃっていたのですが、日本の歴史的風致維持向上計画に似たかたちの計画がつけられています。保全の対象も有形無形の文化資産、つまり伝統産業だったり、都市構造や街路構造、それから水路といったもの全てが含まれています。実施に当たっては歴史街区振興委員会もつくって、学識には文化資産だけでなく、建築や都市設計、景観計画の有識者が入り、行政も関連する部局を全て含めて実施していく体制が整えられています。実際に計画を見ると、ものすごくよく日本の歴史まちづくり法を見ていることを感じます。

※6 正式名称は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」。国土交通省、農林水産省、文部科学省(文化庁)の共管で2008年に制定された。歴史的な建造物や市街地とそこで行われてきた歴史的、伝統的な人々の営みを一体的に捉え、全体的な環境を向上させながら後世に継承することを目的とする。市町村は歴史的風致維持向上計画を作成し、国の認定をうけ、補助も得ながら事業を実施していく仕組み。

4つの街区における歴史街区振興計画

この歴史街区振興計画はこれまで4つの街区でつくり、1つは「府城」という台南市の中心部、それから北部の「鹽水」、府城から東に行ったところの「新化」、地理的には台南市の真ん中辺りの「麻豆」の4カ所です。その計画がどういった状況なのかを見ていきます。

これは台南市の中心部の府城歴史街区計画ですが、範囲としては清の時代の都市部、それから日本統治時代の都市部を含めて設定されています。歴史的な街路や水系、古い樹木などの環境物件、そして文化財、伝統的な産業や老屋全てがマッピングされているのがこの地図です[図17]。

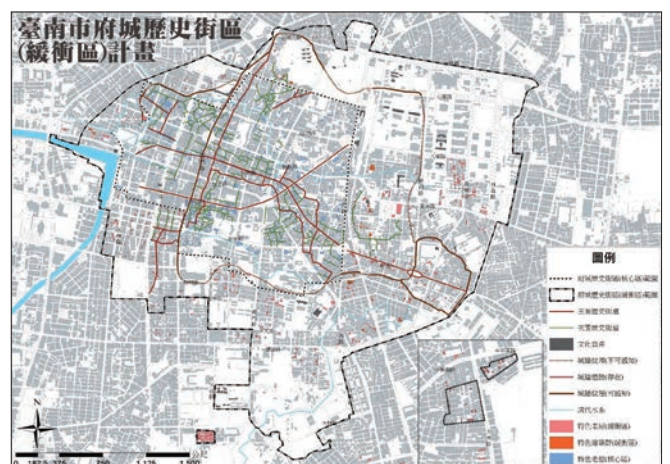
それから歴史老屋の分布ですが、日本統治時代のもの、それ以前の清の時代にさかのぼるものがこれだけ散在しています[図18]。ここなどは非常に密集しているのですが、これが老街と呼ばれるエリアです。これだけ残っていると、いくら古い建物で歴史があるといっても私有の建物なので、一軒一軒を文化財として保護していくのは現実的ではありません。そこで、地域全体でこうした歴史的な環境を保全、振興していこうということが歴史街区振興条例には意図されています。どういったものを歴史老屋、歴史ある古い建物と判定している



【図17】 出典：臺南市府城歴史街區計畫(2017)



【図18】 出典：臺南市府城歴史街區計畫(2017)



【図19】 出典：府城歴史街區(緩衝區)計畫(2020)

のかといいますと、1971年以前を1つの基準にし、なおかつ4つの条件「時代を代表するに足る歴史文化意義を持つ」、「地域の景観または民芸の特色を表す」、「稀少性があり再現が容易でない」、「建築史上の意義を持ち、活用の価値と可能性がある」の1つ以上を満たすものと定められています。この計画の範囲の中に1,235の歴史老屋が同定されています。府城の場合は2017年にこの計画がつけられてい

るのですが、昨年(2020年)には第2期として、さらにその外側が緩衝区に設定されています[図19]。元は核心区のみだったのですが、この外側に広く緩衝区が設定され、第2次世界大戦後に開発されたエリアまで含むかたちになっています。ここに鉄道が走っているのですが、鉄道の地下化や駅舎の修復などもこれから計画されており、そういった部分と全体的な調和という目的もあって広がっているようです。土地利用でいえば、第1期の方は商業区がメインだったのですが、拡張したことで住宅区も広く含むようになりました。最初の計画から外れた地域では、自分の住む古い建物を残したい人がこちらまで含めてほしいと言っていたそうで、いろいろな要因があってこういった緩衝区設定がなされているのだと思います。

先ほどの計画書で老屋が密集していたところのひとつが、観光地としても名が知れている神農老街[図20]です。こういったよく残っている通りは特に重要な区域に指定され、高さや階数の制限があったり、軒のラインが揃うようにするための景観ガイドラインのような基準も示していて、まち並みの保全も図られています。それから、計画の中に都市計画建議という都市計画の提案も含まれているのですが、空間構成を維持するために、日本でいうところの建築基準法の適用除外のようなことも提案されています。

建物の中に入ってみますと、町家が改装されて完全に2階は取り払われ、雑貨店になっています[図21]。ここも先ほどお話しした文化創意産業を掲げ、クラフトを売っているお店です。それから、宿泊施設になっているところもあります。

歴史街区振興計画の中では道路や路地も非常に重視されています。路地の整備もかなり進んでいて、歴史ある路地や、歴史的、文化的に著名な人物が住んでいたような地域にゆかりのある路地が整備されています[図22]。道路というと都市系の部局のような気がするのですが、文化局と都市發展局が共同でこういった路地整備も進めています。



[図20]

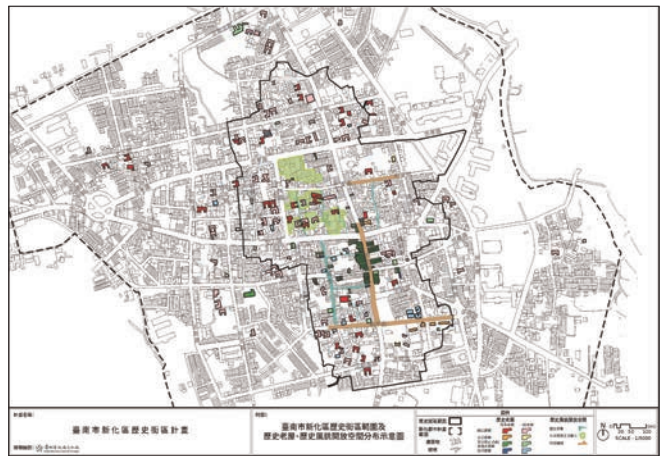


[図21]



[図22]

それから、これは別のところの歴史街区計画で、「新化」というところのもので[図23]。ここは台南市から山側に入っていく入り口に当たる部分で、古くから地域の物流や交流のハブとして機能し、原住民族や漢民族が住み、そして日本統治時代には日本人が暮らすようになり、さらに戦後という変遷を経ているところです。ここも老街と呼ばれるところは観光地になっていて、これは日本が統治していた時代の1920年代に造られたまち並み[図24]です。実はこのまち並みは200メートルほどしか残っていないのですが、その周辺にもまだ古い建物が散在しています。文化財指定されているものもありますが、それ以外の歴史あるものも全体としてどうにかしようということで、こういった計画がつけられています。

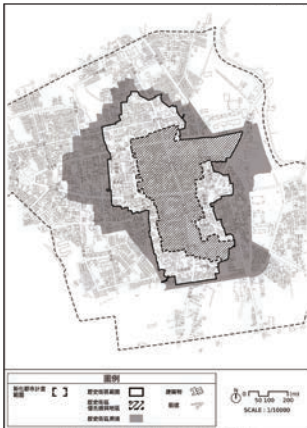


[図23] 出典:新化歴史街区計画(2018)



[図24]

新化の場合は歴史街区だけでなく、その中にさらに優先振興地区を設けて、外側には歴史街区周辺という区域分けもしています[図25]。優先振興地区というのは、特に芸術文化と産業経済を振興していくことが他の地区よりも有益にはたらくということで指定されています。歴史街区振興計画の中では古い建物を修復して活用していくことへの補助政策があるのですが、そういった補助を得る上では優先振興地区の方が優先されます。



【図25】
出典：新化歴史街區計畫(2018)

こういったものが周りにあるのかというと、清の時代の閩式の建物が最多で400以上あり、その中で保全に値すると特定されているのが100程度です。それから、宗教上の建物【図26】もあって、これらも祭礼や地域の無形の文化的な営みと関係するものとして重要視されています。それから日本統治時代の日式建築【図27】と、戦後の建物も多く出てきているところです。



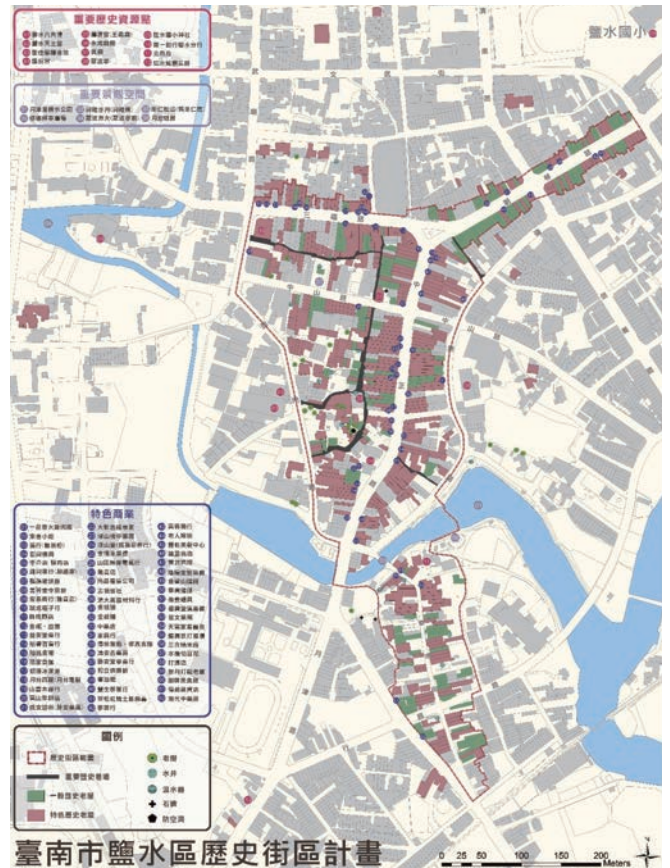
【図26】



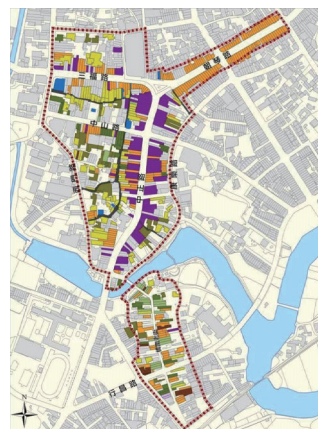
【図27】

そして、また別のところで、台南市の最北端に当たる「塩水」というところの歴史街区です。ここも清の時代にさかのぼる老街、そして日本統治時代に商業の中心だった通りが広がっていて、それを中心に歴史街区が設定されています【図28】。元々内陸で、川が入り込んで港として栄えたところですが、時代の流れの中で港が機能を失い、今は港としては機能していません。伝統的なお祭りが生きていて、その時期には多くの人がこういったまち並みのあるところへやってくるそうです。これが建築年代や様式の調査【図29】です。1971年以前のものがこれだけ残っていて、日本統治時代のものが紫色で中心部にあり、それ以前のものも広く残っています。古い建物には古くから商売をやっているお店、あるいは地域的な特色のある商業も多くあるということで、それらも建物と一緒にマッピングされています。

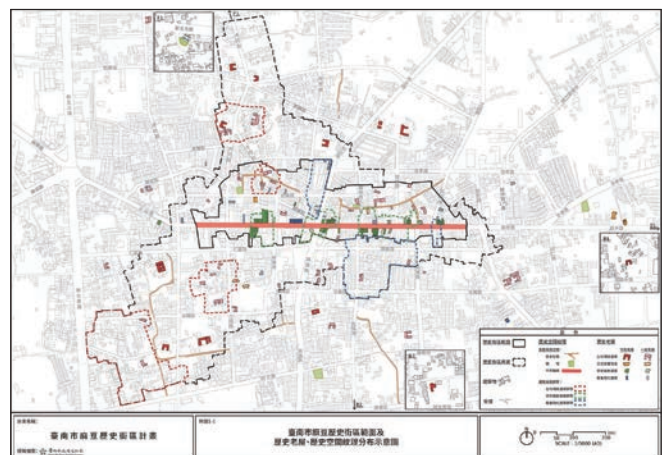
これが4つ目の計画で、これは去年(2020年)つくられた麻豆歴史街区計画【図30】です。これも性質としては清の時代から続いている、重なってくるものをレイヤーとして残していこうとしています。建物の残り具合を見ると、他の計画よりまばらな印象があります。歴史街区の範囲は実線のエリアで、日本統治時代に形成されたエリアが中心になっています。ただ、その周りに台湾の伝統的な建物が点在していて、それらを収めるようにこの周辺まで計画に含まれています。



【図28】 出典：鹽水區歷史街區計畫(2015)



【図29】 出典：鹽水區歷史街區計畫(2015)



【図30】 出典：麻豆歷史街區計畫(2020)

行政による歴史街区振興補助制度

以上の4つが台南の自治条例に基づく歴史街区計画ですが、それらの街区の中では行政が景観整備や道路整備を行っています。さらにそれだけでなく、市民の取り組みの補助として歴史街区振興補助という制度があり、古い建物を修繕して使っていくことへの補助になっています。歴史街区振興自治条例がつくられたのが2012年で、初めて振興計画がつくられたのが2015年なのですが、その前の2013年から歴史街区振興補助が始まっています。基本的には私有の古い建物支援、つまり歴史老屋を残して使っていくことが目的です。歴史老屋とは何かというと、歴史街区内またはその周辺の歴史的、文化的価値を持ち、保存、再生に値する建物と定義づけられています。何を補助するかといいますと、「建物修繕」、「文化経営」、「教育推進」の3種類があります。「建物修繕」は分かりやすく、ここでも1971年以前の建物という基準になっているのですが、それらをリノベーションしていくことです。「文化経営」は歴史老屋を活用した文化経営事業の賃料支援で、「教育推進」は歴史街区、歴史老屋の保存、活性化に関する教育を行っていくことへの支援です。額としては台湾の1元が3.6円から3.7円ぐらいなので多くはないのですが、修繕は2013年に上限50万元から始まって、その後2016年に上限80万元まで増えています。文化経営も家賃を月額として2013年からは上限5,000元、2016年以降は上限1万元まで支援されることになっています。優先的な補助をしていく条件も示されていて、例えば修繕をするのであれば、まち並みの景観や連続性に貢献することだったり、リノベーションをした後に一般に公開するといったことも重視されています。歴史街区計画が策定された後は、まち並みの修景という意味もあって、老屋だけでなく一般の建物の修景も補助対象に含まれるようになっています。

国による私有老建築保存再生計画と補助制度

台南市の場合には2012年に条例がつくられて始まった仕組みですが、そういった自治体の取り組みを追うように、国でも私有の建物を対象とした「私有老建築保存再生計画」が2017年に始まっています。位置付けとしては全国的な基礎インフラ発展計画の下位計画に位置付けられています。都市建設の中では文化的なものが大事で、文化保存をするためには文化資産としての潜在力を持つ古い建物の保存、再生を重視していこうという大きな仕組みになっていますが、実際にこういった計画を制度設計していく上では、台南市の取り組みだったり、台南市の後に他の自治体も同じようなことを始めているので、そういった自治体の取り組みが参考にされています。国が実施要綱を定め、実際には県、市が実施していきます。補助対象も台南市のものに似ていて、老建築の修繕、文化経営、そして教育推進となっています。

補助のルールも、台南市の場合は金額で上限を設けていたのですが、国の計画では総経費に対する比率になっていて、修繕と教育については事業費の50%が上限、より高い価値が認められるものについては80%ということで、かなり手厚いものになっています。どういったものに補助していくかという方針では、優先事項として緊急性の高い修繕だったり、建物の文化的価値の独特さ、それから計画の持続性、そして地方創生といったより上位の計画との整合性などが挙がっています。台南市に関しては歴史街区計画を先行して行っていたので、それに照らした立地も重視されています。持続性の担保というか、きちんとした事業を行ってほしいというねらいもあると思うのですが、補助金の支給は3段階に分けて行われる仕組みにもなっています。建物の修復への補助として、何にお金を出すのかというところでは文化財に限らず、古い建物であることを重視しますので、そういった調査の面にもお金が出ていますし、使い続けていくことを重視しているので、安全面での補強や現代的な機能を入れていくことも補助対象になっています。リノベーションの補助を受けた場合、それに伴い使い続ける義務も発生し、補助額に応じて3年間、あるいは5年間、10年間保存しなくてはならないといったこともルールとして決まっています。

それから補助決定時には、修繕後に公共利用に開かれることも重視されています。義務ではありませんが、こういった公共性ということも、国の支援を得る上では重視されています。

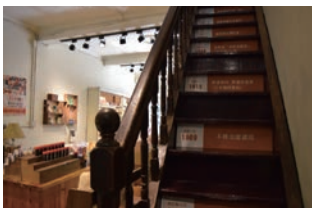
こうした補助の仕組みが実際にどれだけ使われているのかというと、台南市の場合、自治条例の時代は年間の予算額がおおよそ500万元で、3種類の補助事業の内訳は分からないのですが、年間30前後の補助が行われていました。その後、国の文化部が補助を始めた後に上限の設け方が変わったこともあって、より大きな事業になっていきます。件数はそれほど変わらないのですが、2018年から2019年の総額がおおよそ6200万元、2020年の総額が9500万元と、明らかに増えてきて、より大きなことができる仕組みになっていますし、申請のメリットが非常に強まっているというふうにも見ることができると思います。実際にこういった補助を受けて修繕をした後は、民間の事務所や飲食店、イベントスペースや店舗、ギャラリーといった使われ方がされています。

これが1つの例ですが、戦前の家屋だった建物がイベントスペースになっています。ここは台南の建物ですが、台北からこういったスペースを運営したいという人が来てリノベーションして、今使っています。

ここは戦前の家屋でいろいろな増築がされ、オリジナルの様子が見えづらくなっていたものが、生活雑貨店に変わって、文化経営の補助を受けています。

これは新化というところで、元々薬局だった建物が、文化部計画の

時代になってから補助を受け、地元の小規模農家の有機食品などを売る店に変わっています[図31]。2階がフリースペースになっていて、写真だと少し見えにくいのですが、ここでは建物の昔のかたちがよく見えるので、そうした価値を伝える展示も取り入れられています。文化財ではないものに対する補助になりますが、歴史性が重視されているので、オリジナルの建築の意匠や工法、材料をきちんと調査し、それらを踏まえて事業を行うことが方針として挙がっています。



[図31]

文資建材銀行による古材のリサイクル

こうした修繕に関連して、台南市の文化局が文資建材銀行というものを創設しました。ここでは歴史的建造物を解体、修復したときに生じる古い建材や部材を集め、それらを管理して再利用する仕組みです。文化財、古蹟や歴史建築、集落建築群といった文化財の修復などに使うとともに、歴史街区振興計画の歴史老屋の補助にも使われています。文化財にしても歴史老屋にしても市が補助していますので、古い建材を使い回すことで修復費も節約されるし、環境型社会としても良いだろうと謳われています。これについては他の市でも後追いの動きが出てきていて、台中市でも古い建材を管理して使っていく仕組みが最近設立されたという情報を見ました。

台南市の場合は、京都の古材文化の会のように古い建材を使っていく仕組みをまねしている部分もあるようです。これが歴史街区振興計画の老屋補助を受けて、さらに文資建材銀行を活用した建物です。日本統治時代に造られた建物で、廊下がうぐい張りになっていて、修復する際には日本から建材を持っていったことを示す資料も見つかったそうです。ただ、全く同じ建材を見つけるのは難しいというときに、建材銀行に同年代の建築を取り壊した際に収集されたもの

があったので、それを使ってリノベーションしました。

台南市の歴史街区振興の体制

台南市でユニークだと思うのが、こういった都市のスタディーをしてプランニングを行う際、実施に当たってそれを管轄しているのが文化局だということです。法定の文化資産以外のものへの手当てを、文化担当部局がやっているのが割とユニークだと思います。文化資産の管理とは別の部門ですが、文化の考え方の中でこういった取り組みが行われています。

それから、台湾の行政と大学の関係性や連携状況を正確に把握できていないのですが、大学が大きく絡んでいるのも特徴です。歴史老屋の補助については、台南市の成功大学の研究室に事業委託をしているようで、恐らくホームページの運営なども研究室の研究員が大きく関わっているようです。そして民間団体も大きく絡んでいます。行政の計画があって補助をするといっても、実際に実施していくのは民間なので、そういった団体が非常に重要だと思うのですが、台南市が条例として始めるより前から老屋再生の取り組みを行っていた古都保存再生文教基金會という団体があります。ここが老屋学校として、こういった建物を認定するか、あるいはどういうふうのリノベーションの計画をつくっていくかという民間のコンサルタントの技術水準を上げていくようなスクールを行っています。

高雄市の老屋支援

このように自治条例を制定して、地域づくりの計画を実際につくるといった、制度的枠組みをもって進めているのは台南市に特有のようですが、そういった自治体の動きが他の市にも広がっています。台南の隣の高雄市では、2015年から私有の建物の修繕や文化経営に補助をする仕組みが導入されています。内容を見ると、台南のものと非常に類似しているので、明らかに影響が見られます。ただ、高雄市の場合は市独自でやっていたのは恐らくはじめての2年間です。というのは、2017年から国の文化部が歴史老屋の再生だけではなく、もう1つ別の再造歴史現場計画という大きな事業を始めています。この事業でも、計画をつくって認められると国から補助金があり、その補助金でも歴史的な街区の更新や再生を進めていくことができるため、高雄市ではそれを活用しながら古い建物の再生が行われています。

高雄市の旧市街地は哈瑪星^{はません}という日本統治時代に埋め立てによって造られた地区で、高雄で最初に電気や水道、電話が通ったところですが、ここに古い建物がよく残っています。最初に高雄市が自分たちの市のお金で始めたときは、古い個人住宅や古い店舗を再生させていくことが主眼にあったようですが、文化部の計画に移った後は、割とランドマーク的なものを重点的に修復して活用している様子が見受けられます。これは元々旅館だったものを、現在はカフェや店

舗、展示スペースにしています〔図32〕。これは本屋がレストランになっているものです〔図33〕。



〔図32〕



〔図33〕

こういった古いものをとにかく今の時代に生かして使ってこういう動きが台南から広がっていています。もちろん台北市でももっと激しくいろいろなものが動いていると思います。日本と同じく歴史的なもの、文化的なものを保存することから、地域づくりの核としての位置付けへと大きく変化してきていることが分かるのですが、その中でも文化財ではない歴史的な価値のあるもの、文化的な価値のあるものにきちんと価値を見出して、それに対して行政が手当てをすることは、日本人の感覚からするとなかなかユニークだと感じています。ただ、それでも何をどう残すかということはとても難しい部分があるとも思っています。例えば建物だけは残っているけれど、中は観光地化が進んでいるとか、おしゃれリノベスポット化しているという、特に文創政策というか、創造産業が入っていきますと、どうしてもその色合いが強くなっていく印象を受けています。経済性もありますので、決して悪いことではないのですが、その土地が持つ空気感だったり、生活文化のようなものだったり、暮らし方といったものも地域らしさを形づくってきた重要な要素です。時代が求めることにも応じながら、何をどうやって残していったらいいのかという判断はとても難しい部分があると感じつつ、こういった研究を行っているところ

DISCUSSION

重村力(神奈川大学工学研究所客員教授)

ジョン・イルジ

鄭一止(熊本県立大学環境共生学部准教授)

山家京子(神奈川大学工学部教授)

上野 ありがとうございます。非常に興味深い、台湾のラジカルな政策および制度展開についてお話をいただきました。それでは、ご質問やご感想をいただけたらと思います。どなたかご発言いただけますでしょうか。

学生 本日はありがとうございました。今回、こういう都市計画や文化を残していくことについてしっかり聞いたのが初めてだったので、分からない部分も多かったのですが、その中で少しお聞きしたいことがあります。文化を残す価値、基準の中で、これは歴史的な価値があるということを判断する際、それは具体的に何なのか、疑問があります。僕も文化にはすごく興味があって、フランスのリヨン第三大学に留学していた頃、ベネチアに旅行に行きました。確かにベネチアは昔のまち並みがしっかり残っていて良いと思ったのですが、商業化している印象があります。まち並みは残っているけれども、違和感とかぎこちなさを一番感じて、文化政策を考えている人はどこに価値を置いて残しているのかという疑問がありました。台湾においてはこういったところに価値を見出しているのですか。

藤岡 実は私も、台湾の人たちがどういう意識を持って、特に日本統治時代のものなどをどのように保存活用していこうと思っているのか、とても興味があります。そこはもっと知りたいと思っているところですが、少なくとも国や町がどういう歴史を経て今に至っているのかという痕跡をたどることができるものを重要視しているのだらうとは思いますが、明らかにエリアとして誰が行ってもそこに歴史を感じる場所ができる場所は、恐らくあまりないという少し語弊があるかもしれませんが、見た目として歴史が分かるようなところでなくても、確実にその裏に歴史的なものや文化的なものがあって、今にたどり着く過程がそこに隠されているようなものを重視しているのだらうと思います。

重村 今の学生さんの発言は、非常に重要で初源的な問題なので、きちんと議論しておく必要があると思います。

まず都市というのはいろいろな営みによってできていて、それらの営みが空間に影響を与えているのです。だから一つ一つに場所性があるのですが、効率性や衛生性だけを考えてまちを造っていくと、そういうものが消えていきます。そうすると、過去であっても現代であっ

でも、いろいろな営みに対応した空間や意匠が消えていってしまうのです。学生さんはベネチアの事例について語られましたが、これは適切な例かどうか難しい。塩野七生さんの膨大な研究にあるように、ベネチアというところは東ローマ帝国の時代から地中海の交易の中心、巡礼地・観光地として発展してきた、超特殊なまちなのです。そのベネチアで、なぜそこにサンマルコ広場があるのか、十二使徒のマルコの遺骸があります。そういう一つ一つを深く考えていった結果、観光地化しているけれども、観光だけではないのです。ビバルディなどあの地域の音楽や、セガンティーニの絵画、ヴェネト州のおいしいワインや料理、あるいはそこで活躍した現代建築家のスカルパなど、そういうものと一緒に考えていくと、このまち並み保全は決して観光だけではないことが分かります。

もう一つのややこしい問題は、景観保全はある種の政治的なメッセージとしての要素もあるのです。ポーランドの首都・ワルシャワは、2度の世界大戦でほぼ完全に壊されたけど、なぜその都度まち並みを戻してきたのでしょうか。あるいは、第2次世界大戦で広島に並んでひどい空襲に遭ったドイツのドレスデンも、今、国が必死に復興というか、復元しています。それとはまた違う問題ですが、例えばポーランドだったら、ヒトラーとスターリンがどんなに間違った政策をしても、俺たちは必ず俺たちのアイデンティティーを戻すのだという、そういうすごいメッセージもあるのです。

台湾に関して言うと、藤岡先生はよくご存じだと思いますが、台湾というのもまたすごく不思議な場所なのです。沖縄の南側にあって、中国の福建省の東側にある大きな島で、かつて高砂族と呼ばれた原住民の人たちがたくさん住んでいて、そこに徐々に対岸の漢民族が入ってきて、けれども一時はオランダに統治されたり、歴史上はとてもややこしいところです。その後、日清戦争によって日本に割譲され、日本が何十年か統治して、その後また中国から外省人が大量に来て、その前から移住していた中国人の本省人と外省人が対立するという、すごくややこしい歴史を持っています。そのような中、李登輝以降の台湾では、現代台湾人としてのアイデンティティーを皆が求めているのです。

だから、そういうことが今のまちづくりに関係しているのだと思います。特に台湾南部の高雄や台南だと、日本のものもたくさんあるし、鄭成功の時代のものも残っていて、明と清が戦った時代の痕跡まで残っているのです。そういう場所性やナショナリズム、歴史性を含んだまちがあることによって、自分たちのスタンディングポイントといえますか、場所的アイデンティティーだけではなく、「これが台湾なのだ」という政治的ステータスができていく、彼らはそう思っているのではないかと、私は考えています。

先ほど藤岡先生が説明された制度で若干気になるのは、日本の歴史まちづくり法は文化財保護法とは少し違って、行事などの地域文化

を維持しつつ、まち並みやまちづくりと関係づけていこうとしていると思います。そういうふうに関係づけられていくと、歴史まちづくり法が上手に運用されているかどうかは別としても、趣旨はそうです。台湾もそうあってほしいと思うのです。先ほど藤岡先生がおっしゃった事例だと、皆おしゃれ文化風のまちになって、特に初期の北部のいろいろなまち並み保存は、どれも同じに見えてしまいます。迪化街とか剥皮寮とか、あるいは大溪や三峡など川沿いにあるものもいくつかありますが、そういうところに行っても皆一緒ではないかと思うのです。日本も歴史的まち並み保存が始まったとき、どこに行っても民芸品を売っていたりして、決して日本も威張れるわけではないけれど、最近はそれなりに場所ごとに個性のある中身になってきたと思います。だから台湾も早くそうなってほしいです。

藤岡 今、私もお話を伺っていて、まさに同じことを思っていました。伝統産業を入れていこうとして、伝統的なものや地場産業に関係するようなものをリノベーションした建物の中で売っていこう、そういう工房にしようという方針や意向はあるようなのですが、実際に経済的なものと合わせると、なかなかうまくいっていない印象を受けています。地域の歴史や文化と関係のある活用のある活用のされ方はどうかならないのかと少し思っているところです。こういった取り組みはもっと長い時間をかけて発展していくものだと考えていて、もっと地域の文化や生活にきちんと根ざしたような補助の仕方をしていくべきだという意見も見られるので、これから変わっていくというか、良い方向に発展していきだろうと思っています。

重村 今、藤岡先生がおっしゃったことには全く賛成です。ただ、僕がいつも思うのは、台湾は今、市民社会がものすごく健全に発達していて、いろいろな市民運動やNPOも非常にうまく発達しています。要するにいろいろな場所ごとに面白いのです。だから高雄に行ったら、「新しいまちづくりはこのようなものだ」という面白さがあります。台中に行ったら「しょうけいこく 蔣経国はこういうところで食事をしてたのだ」とか、何気ないものがたくさんあってすごく良いのです。だから、そういうものが現代的なまちづくりの中で殺されずに、市民運動も含めてうまくじわりと出てくるような方向に行けば、まちづくりはすごく良くなると思うのです。そういうふうにできれば、それは中華人民共和国にもかかっていくと思います。中華人民共和国は元の歴史がすごいので面白いけど、市民社会の力がじわりとまちから感じられるようなハピネスはないのです。だから、そういう点で台湾のまちづくりを考えることは、現代日本を考える上でも、東アジア全体を考える上でも、すごく良いフィールドなのではないかと思って聞いていました。

上野 学生の方から、チャットで質問を受けています。

日本の歴史保全の政策と台湾の政策を比べて、今の話にもつながることかもしれませんが、日本の政策で見直すようなところはどこあったところがあるでしょうか。それから、今後の台湾の政策の動向として、どのような方向に進むのかを知りたいという質問が来ています。

藤岡 日本の政策は見直すところがたくさんあると思うのですが、近年、特に観光活用の強調が強過ぎると思っています。台湾も相当に日本の状況を見ながら政策をつくって実施しているのですが、見る限り、観光客を呼ぶためにこれをやろうということは少なくとも政策の中には書かれていません。「地域の発展のため」ということをきちんと書く、それが経済利益ではなく、まさにアイデンティティーのようなこととつながっていくのかもしれませんが、何のために文化や歴史を大事にして残していこうとするのかの考え方が、日本の政策とずいぶん違うと思っています。日本の場合は、社会の中で歴史文化をどう位置付けるのかをもう少しきちんと考えて、それを文化に関連する人だけでなく、広い範囲できちんと共有できるような仕組みがないと、なかなか歴史まちづくりのような活動はうまく継続していかないのではないかと思います。

台湾の今後の動向がどうなっていくのかは、分からないところもありますが、文化財保護の面では恐らく優品主義というか、限られたものを残してきたと思うのですが、それが裾野をどんどん広げていく方向に行くのではないかと思います。

こういった都市の領域に及ぶようなことを文化政策として実施して、それをやるだけの力があるので、もっと文化面の領域を広げていくような政策ができるようになっていくのではないかと、うらやましく思いながら見ているところです。

鄭 それぞれの事例がすごく興味深かったのですが、その中でも都市計画の観点で建築を制限していくことで、歴史まちづくりの方に位置付けていくことが印象的でした。日本の歴史まちづくりでは高さ制限などのコントロールはできていないと理解しています。台湾ではそういう力を非常に発揮しているような印象を受けましたが、実際はどうですか。例えば、都市計画には「高さを制限してコントロールすべき」程度のコメントだけ書いて、結局はあまり制限されていないのか、それとも非常に強い拘束力を発揮できているのか、そのあたりを詳しく教えていただけますか。

藤岡 これからどうなっていくのか分からない部分はあるのですが、台湾の場合は歴史街区の計画をつくった後、都市計画の変更が日本よりも比較的柔軟にできるというか、全体を変更するのではなく、部分的に更新できるような仕組みがあるようです。そういった中でガイドライン的なものを入れていくことが行われています。ですの

で、街区の計画がきちんと都市計画にも反映されているようで、一応制限を設けたら、それが任意になるのか、義務になるのかまでは分からないのですが、有効性は持っているかと思います。例えば「この歴史街区の計画では、容積移転の飛ばす先には入れません」という決定がなされていたり、そういった歴史街区計画と都市計画の連動もあるようなので、割と有効に効いているのではないかと思います。

山家 鄭先生が研究している^{※7}では、やはり同じようにエリアリノベーションが進んでいるので、お二人が話をされると興味深いことが起きるのかなと思って、楽しみに聞いていました。

今日は台湾、台南のまちづくりを事例として、都市計画的なお話であったり、重村先生の歴史に関わるお話もあって、今後台湾が歴史的なまち並みをどう生かしていくのかが、非常にパースペクティブが効いたお話になって面白かったと思います。また、今日は文系の経営学部であったり法学部であったり、他学部の学生さんが参加してくれました。彼らの質問にも藤岡先生にお答えいただいて、非常に興味深い研究会になったと思います。

アジアの社会遺産と地域再生手法の研究を続けていく上で、今はコロナ禍にあって、私たちは出掛けることが難しい状況にあります。今回3回目となるこのレクチャーシリーズは、アジアをフィールドにされている研究者の皆さんから事例の話をいろいろお聞かせいただくことで、その調査に代えるというものです。今年度最終回はタイのタードサック先生からお話しいただく予定です。来年度もこうした試みが続けたいと考えていますので、今日ご参加いただいた皆さんも、ぜひまたご参加いただければと思います。

※7 ソウル市、釜山市に次ぐ、韓国第3の都市。

Vol.1

客家の円型土楼 ― その建築様式と集住の知恵

講師: 重村力 (建築家・工学博士)

日時: 2020年11月9日

Vol.2

ハンドメイド・アーバニズム

講師: 尹柱善 (建築都市空間研究所まち再生センター長)

日時: 2020年12月7日

Vol.3

台湾における都市の歴史的環境保全

講師: 藤岡麻理子 (横浜市立大学グローバル都市協力研究センター特任助教)

日時: 2021年2月1日

Vol.4

「竹」の活用で1分の1から、1万分の1まで ― カレン集落の再生プロジェクト

講師: Terdsak Tachakitchachorn (バンコク チュラロンコン大学建築学部Assistant Professor)

日時: 2021年2月22日

Vol.5

ベトナム・ハノイ 変化する都市の文化遺産

講師: 柏原沙織 (東京大学大学院新領域創成科学研究科自然環境学専攻 特任助教)

日時: 2021年7月20日

Vol.6

ベトナム・サイゴンの建築と都市の文化

講師: 李暎一 (一般社団法人アジア建築集合体 会長)

日時: 2021年8月25日

Vol.7

メトロマニラにおける参加型社会住宅 People's Plan: 参加の価値の再考

講師: 白石レイ (山口大学大学院創成科学研究科 准教授)

日時: 2022年3月2日

発行 神奈川大学アジア研究センター

〒221-8686 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1 電話: 045-481-5661

デザイン 丸山智也、野中優衣 (マルヤマデザイン)

編集 吉岡きくみ

2021年3月22日発行